

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)

◇ 告 示 目 次

昭和三十五年地籍調査事業計画
新たに行なおうとする土地改良事業計画の適否の決定

昭和三十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正
昭和三十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正
昭和三十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正
昭和三十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正
昭和三十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正

◇ 正 誤

告 示

鳥取県告示第五百九十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に

より、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和三十五年における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
米子市	大字 今在家・二本木	昭和三十五年七月一日から 昭和三十六年三月三十一日まで	換算面積 〇・四平方 キロメートル
名和町	大字 高田・門前・加茂	昭和三十五年七月一日から 昭和三十六年三月三十一日まで	換算面積 五・五四平方 キロメートル

鳥取県告示第五百九十八号

昭和三十五年五月十三日付けで羽合土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良（赤池地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一三三五

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十五年五月十三日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一三三五

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所			皆伐面積の限度	単位区域名
	市郡名	町村名	大字名		
水源かん養保安林	八頭	若	八頭地区	一四三七・一七	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭	若	除く地域	五・三二	若
"	"	智	頭	三・三六	智
"	"	船	岡	〇・四八	船
"	"	用	瀬	二・六〇	用
干害防備保安林	"	船	岡	〇・二三	喜才谷山
"	"	船	殿	〇・四六	明見谷東平
"	"	"	"	〇・五二	池ノ内下平
"	"	"	赤波	一・六〇	赤波
水源かん養保安林	鳥取	用	瀬	八六九・一三	鳥取地区
"	岩美				
"	気高				
"	八頭	河原・郡家			

林	土砂流出防備保安	八頭	〇・七四	金屋
岩美郡	岩美家原	八頭	〇・七六	杉地
福部	福部	福部	四五二・七四	米子地区
鳥取	鳥取	鳥取	〇・六四	中山
気高	気高	気高	四・〇二	中山
青谷	青谷	青谷	一・三二	会見
岩美	岩美	岩美	四・六六	岸本
鳥取	鳥取	鳥取	三・六二	西伯
鹿野	鹿野	鹿野	〇・一〇	米子
高路	高路	高路	四・三二	溝口
倉吉	倉吉	倉吉	二・四四	江府
東伯	東伯	東伯	八・一四	宮内坊領
倉吉	倉吉	倉吉	〇・〇六	赤松野
東伯	東伯	東伯	二・二〇	孝靈山
三朝	三朝	三朝	〇・八二	法勝寺
閔金	閔金	閔金	〇・一〇	大谷奥
東伯	東伯	東伯	一〇一六・一三	日野地区
志津	志津	志津	一四・八九	日野
栗尾	栗尾	栗尾	三・六六	日野
大原	大原	大原		日野・日南
宮内	宮内	宮内		日野
大谷	大谷	大谷		日野
槻下	槻下	槻下		日野

鳥取県告示第六百一十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	〇・七四	金屋
日野	日野	日野	日野	日野	〇・七六	杉地
日野	日野	日野	日野	日野	四五二・七四	米子地区
日野	日野	日野	日野	日野	〇・六四	中山
日野	日野	日野	日野	日野	四・〇二	中山
日野	日野	日野	日野	日野	一・三二	会見
日野	日野	日野	日野	日野	四・六六	岸本
日野	日野	日野	日野	日野	三・六二	西伯
日野	日野	日野	日野	日野	〇・一〇	米子
日野	日野	日野	日野	日野	四・三二	溝口
日野	日野	日野	日野	日野	二・四四	江府
日野	日野	日野	日野	日野	八・一四	宮内坊領
日野	日野	日野	日野	日野	〇・〇六	赤松野
日野	日野	日野	日野	日野	二・二〇	孝靈山
日野	日野	日野	日野	日野	〇・八二	法勝寺
日野	日野	日野	日野	日野	〇・一〇	大谷奥
日野	日野	日野	日野	日野	一〇一六・一三	日野地区
日野	日野	日野	日野	日野	一四・八九	日野
日野	日野	日野	日野	日野	三・六六	日野

廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
東郷町大字方地字新井	八二七番地先から 八二八番地先まで	八二・四四	道路敷
" "	八四〇ノ二番地先から 八四〇ノ三番地先まで	四三・〇六	水路敷

鳥取県告示第六百二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
西伯郡西伯町大字倭字竹ノ下	三九七ノ一番地先から 三九七ノ二番地先まで	七一・〇四	水路敷
" "	四〇一 番地先から 四一ノ二番地先まで	七一・八〇	"
" "	字上河原下四八四番地先から 四六二番地先まで	八五・〇二	"
" "	字竹ノ下四一〇番地先から 四〇六番地先まで	四一・七三	道路敷

鳥取県告示第六百三三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
八頭郡智頭町福原字家廻り	五五番地先	一三・八八	道路敷
" "	五〇ノ一番地先	八・一〇	"
" "	五四ノ二番地先から 五五番地先まで	二八・七九	水路敷

鳥取県告示第六百四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
倉吉市生田字古屋敷	三七ノ一番地先から 三七ノ三番地先まで	五八・五〇	道路敷

鳥取県告示第六百五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)積	用途
八頭郡用瀬町用瀬字南坂平二六ノ一番地先から 二八ノ一番地先まで	九〇・〇〇	道路敷
字葉師堂ノ元七七ノ二番地先から 字北坂平六五ノ三番地先まで	二四〇・一九	"
六九ノ二番地先から 七一番地先まで	九九・六四	"
字葉師堂ノ元七六ノ一番地先から 八三番地先まで	五〇・六七	"
七三ノ一番地先から 七五ノ一番地先まで	一三九・五九	"
八〇ノ三番地先から 八二番地先まで	一一・七三	水路敷
字南坂平二六ノ一番地先から 二八ノ一番地先まで	四四・三八	"
字北坂平六五ノ一番地先	二九・二四	"

正 誤

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百三十四号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 九及び十 字東谷二二一三から二 字東谷二二一三、字タドコ二
三一七まで 三一四から二二一七まで